に適へるかどうか。

(リ) 携帶數量は充分であつたかどうか、途中に荷置場がありとせば其の荷置場に到着せる際幾何の殘高があつたか若し荷置場に着いた際賣切れて居た品があるならば其の間の小賣人には果して充分に賣渡を施行したかどうか、荷置場から荷置場の間のことはどうであつたか最終の荷置場から歸店迄のことはどうか精細に調べて見なければならぬ。

(ヌ) 賣渡傳票、出賣巡廻簿に於ける賣渡代金の記載方は賣渡數量と對照して正しいかどうか。

(ル) 買受をしなかつた小賣人の賣渡傳票には不買の事由を記載し小賣人の認印を求めてあるかどうか。

(ヲ) 品切 賣切 不買 の各記號印は適當に押捺してあるかどうか。

(ワ) 資金貸付小賣人の賣渡傳票は適法に記載せられてゐるかどうか又今回の賣渡と賣上代金利益金の受授は適當に行はれてゐるかどうか。

(カ) 持出數量、荷置場に於ての受拂數量、持戻數量を差引し賣渡傳票に依る賣上數量と符合し又其の代金は相違なく持歸つてゐるかどうか。

(ヨ) 荷置場煙草受拂票に不審の點はないかどうか。

(タ) 出賣人の出賣途中の狀況報告は適當にして注意を拂つた跡があるかどうか。

(レ) 出賣用具に損傷を來して居ないかどうか殊に馬匹等に異狀はないかどうか出賣用具の始求は適當であるかどうか。

二　出賣人と連行實地指導の場合は凡そ左の事項に就き常時の勤惰狀況を監査すること

(イ) 各小賣人間の里程、旅行時間、賣渡所要時間は幾何にして常時と比較すればどうか。

(ロ) 出賣計畫に不合理があつて出賣人の勞力に輕重はないかどうか。

(ハ) 小賣人店舗に臨みたる際豫て訓練してある賣渡上其の他の手順に缺くる所はないかどうか殊に賣渡を要すべき數量の見出し方は正確で迅速であるかどうか

(ニ) 小賣人に對する應待振はどうか。

(ホ) 連行の場合と常時の賣行に如何なる差を來しつゝあるか而して其の差は如何

なる關係か常時の賣渡方法が適當でないからではないか。

(ヘ) 荷置場製品受拂方法は豫て指導の通て不審の點はないかどうか。

三　出賣人の實地監査は概ね左の事項に遺憾なきを期すること

實地監査に當りては當該方面の出賣巡廻簿、前三回分以上の賣渡傳票、荷置場煙草受拂票、出賣人煙草受拂票を携帶し隨時賣渡代金の照合、賣渡傳票及荷置場煙草受拂票改竄の有無、出賣途中の賣上數量と受拂數量に不突合の有無調査を怠らざること。

(イ) 小賣人買受帳「當日現在」欄記載の當否殊に出賣人が氣付かざる樣其の巡廻直後を調査するを以て眞相を得らるゝに付注意のこと。

(ロ) 製品賣渡の適否殊に其の努力の程度はどの位か。

(ハ) 出賣人が豫定の順路に又豫定の日に而も時刻を同じくし巡廻するかどうか殊に隨時出賣人が氣付かざる樣先廻り又は時刻を見計ひ適當の位置に於て査察を怠らざること。

(ニ) 小賣人に對して親切であるかどうか。

(ホ) 出賣の際小賣人が買受けんとしても品切や品不足で充分に買入が出來ない樣なことはないかどうか又そんなことがありとすれば出賣人は如何に取扱ふて居るか。

(ヘ) 市場其の他にて出會賣を爲し實際の巡廻を缺く樣なことはないかどうか又之が計畫的でなく偶市場等で行會ひ便宜賣渡をした場合でもやはり其の小賣人の店に出賣は怠らないかどうか。

(ト) 「不在」「不買」の整理を爲せるもの果して眞實であるかどうか。

(チ) 休業小賣人に對しても出賣を缺いで居らぬかどうか。

(リ) 許可なく移轉した小賣人に對し賣渡をする樣なことはないかどうか。

(ヌ) 宿泊地に於ける到着時刻や出發時刻は正確であるかどうか。

(ル) 宿泊地に於て賣上代金や製品の保管方法は適當であるかどうか豫て指導の通實際に行ふて居るかどうか。

(ヲ) 宿泊地で飲酒其の他良からぬ遊びをする樣なことはないかどうか。

(ワ) 賣渡代金として前金を徵する樣なことはないかどうか。

(カ) 現品を代金と引換に渡さない樣なことはないかどうか。

(ヨ) 煙草の借受を申込む樣なことはないかどうか。
(タ) 小賣人から金品の貸與を受けることはないかどうか。
(レ) 小賣人又は小賣人の希望者から金品を貰つたり或は饗應を受ける樣なことはないかどうか。
(ソ) 荷置場製品の受拂上不正の點はないかどうか。
(ツ) 荷置場管理人の不正行爲に付て情を知り隱蔽する樣なことはないかどうか。
(ネ) 賣渡代金の携帶方法は適當であるかどうか小賣人等に就て査察すること。
(ナ) 出賣途中殊に宿泊地に於て馬匹の取扱はどうして居るか適當であるかどうか
(ラ) 出賣用具の取扱方法は適當であるかどうか。

四　出賣人の家庭に就き凡そ左の事項に就き監視と指導を怠らざること

(イ) 出賣人家庭には毎月一回以上又駐在員に對しては出張の都度訪問して相互意志の疏通を圖り又出賣人業務に就て理解を與ふること。
(ロ) 家庭の狀況はどうか、其の生活程度はどうか。
(ハ) 出賣人家庭には素より保證人の身上に變りはないかどうか。
(ニ) 家族は馬匹の飼養其の他に就て助力と注意を拂つてゐるかどうか。
(ホ) 家庭に於てはどう云ふ人物と交際して居るか不良者又は注意人物と交際する樣なことはないかどうか。
(ヘ) 親戚故舊に前科者は居ないかどうか。
(ト) 出賣人が飲酒や遊び事をして夜更しをする樣なことはないかどうか。
(チ) 家庭に於て必要な日用雜貨食料等は主任者保證の許に買入れさして給料支拂の際其の代金を差引いて代拂して遣ることが便利でもあり又出賣人の經濟とも爲るのではないかどうか。

第四章　煙草出賣人指導訓練を行ふに就て

第一章第二章に於ては机上の指導訓練に就て、又第三章に於ては實地に於ての指導監督に就て何れも其の要點を述べたのであるが然らば實際に之をどういふ風に行ふかに就て注意すべき事項を述べて見よう。

一　行ふべき時期は何時か

机上訓練と實地指導とは自ら別箇に行ふものであるからして

(イ) 机上に於ける指導訓練

机上訓練の内第一章は總論とも謂ふべき事項又第二章は出賣に當つて必ず毎回履行を要する事項であるから事につけ物に觸れ殊に第二章の事項は朝や晩出賣人の出發歸店に當つて其の要點なり缺陷と認むる事項に就て指導監督するのであつて要は出賣人各自の働き振なり性質を十分に能く呑み込んで各自の缺點を補ひ長所を助長すると云ふことを指導の目標とするのである尙此の外に統一的訓練を必要とするのである卽ち**統一的訓練**は毎月二回宛、出賣休日の内から定日を設けて各出賣人を一しよに集めて出賣に關して說明と理解を與へる又珠算や現品調査賣渡傳票の記載方等に關する技術的の練習を行ふ此の場合各自の賣渡傳票及巡廻簿等を提出し相互に檢査を行はしめ賣上高と對照し各自努力の事跡を相反省せしむることも一の方法であるそれから修養に關する講話等を實施して出賣人としての修養に努めしめ士氣の振作を圖ることにしたい而して此場合は出賣荷置場並駐在荷置場に配置してある出賣人も出來る丈集めて行ふことにしたい、若し島嶼の樣な不便な出賣荷置場にある者で一しよに集めることが困難であるとすれば是等に對しては適宜出張して行ふことにしたい、若し又出賣計畫の都合で月二回程一しよに集めることが出來ない樣な場合は、集められる丈宛集めて施行せられても差支はないが、兎も角も月二回と言ふことは煩雜の嫌はあつても現在出賣人の指導訓練は急務中の急務とする處であるから當分はみつしり行ふて見て相當の理解が出來たならば月一回宛行ふ樣にしたらよいと思ふ。

(ロ) 實地指導訓練

實地指導訓練事項の内で第一の歸店時の指導監督は毎出賣の歸店時に必ず履行して貰ひたい第二の出賣人と連行しての實地訓練は出賣計畫の立直しとか、計畫の適否調査に當つて出賣人と連行の必要がある場合とか、新規出賣人を指導する爲連行する場合とか或は新舊年末等に小賣人に充分の手持をして貰ふ場合とか雨季の前後に製品の保存狀況を調べて同時に引替も行ふといふ樣な特別の場合若は特に出賣人と連行するの必要ある場合に實行すべきとである。第三の實地監査は出賣成績に汚點を存しない樣にといふ立場から最も重要なことで之に主

力を灌いで貰ひたいのである而して之は成績の如何はしい出賣人の受持區域に就ては其の全部に亘つて一期間二回、其の他の全般に就ては一期間一回程小賣人業態の惡い者とか又は普通の出賣巡路から觀て入込んで居る場所の小賣人とかに對して機會ある毎に抽出又は點檢的に行ひ出賣に缺陷なきやを確むるのであるそれから出賣人の持出數量が果して適當であるかどうか途中で賣切になつたり或は賣切になることを虞れ之を糊塗せむが爲各小賣人に對する賣渡を少くしたりする弊を馴致して居ないかどうかと云ふ點を確むる爲府面毎の巡路に對し此の實地監査を行ふ必要があるのである尙現在の樣に出賣上に缺陷の少くない時に於ては一時間、二時間又は一里、二里の間潜行的に出賣人に尾行或は先廻して出賣事蹟を監査して觀るが如きは出賣人の訓練上留意すべきことであつて相當の効果を收め得らるゝことゝ思ふ

第四の家庭に對する監視乃至指導は毎月一回以上と示してあるが必要があれば二回三回或は數回行ふて內外共に支障の生じない樣に努めて貰はなくてはならない。

二　行ふ際に注意すべき事項はどうか

先づ親切、叮嚀に何處までも指導的心掛けを必要とする而して之を行ふ方法は先づ順を逐ふて各事項に就て二回、三回と繰返し次には問答的にといふ風に理解を與へたらよろしからう又各出賣人の働き振を講評して相互反省を促すことも必要であり効果も多い樣に思はれるから出賣毎回の事蹟を一定の調査簿に記載し之と實地監査の事蹟とを併せ指導訓練日に於て之を說明し充分の自覺を促すが如き方法を採用して貰ひたい尙此の指導訓練日には可成打寛いで出賣人の意見も充分に聞き業務上改善すべき事項があれば改善の方法を立てることに心掛けて貰ひたい又斯る機會に事務室や倉庫の掃除出賣用具又は馬の手入製品の整備等を共同作業に依り實行し勞働に勵むの精神、命令を遵奉する規律的訓練に資することに留意して貰ひたい。

要之出賣人の指導訓練と言ふことは取りもなほさず其の行動の全部が營業所の業蹟に影響し支店の成績に關係を及ぼし延ては會社全體の業態にも及ぶからして最も大事なことである、そこで營業所としては採用の際充分の考慮卽ち本人の素質と

か家庭の狀況とか身元保證の關係とか交際する周圍の人とかに就て充分に調査せらるべきであるけれども一度採用したならば根本が惡ければ致方はないがさもなければ指導訓練に依つて完全な出賣人を作り上げる可成よい出賣人を永續して使ふことを期待したい。

玆に述べた出賣成績調査簿は大體次の樣な樣式でよかろうと思はれるから之を參考して作つて貰ひたい。

（樣式省畧）

昭和六年十二月二十五日印刷
昭和六年十二月三十日發行

非賣品

編輯兼發行者　京城府黃金町二丁目百六十一番地　朝鮮煙草元賣捌株式會社內　山口孝太郎

印刷者　京城府蓬萊町三丁目六十二・三番地　羽田茂一

印刷所　京城府蓬萊町三丁目六十二・三番地　朝鮮印刷株式會社

1500